

第224号議案

令和元年度長崎市一般会計補正予算(第6号)

目次

ページ

《3款 民生費 1項 社会福祉費》

3目 高齢者福祉費

〔債務負担行為補正〕

老人憩の家さくら荘指定管理

..... 1 ~ 2

老人憩の家東望荘指定管理

中央総合事務所
東総合事務所

令和元年12月



債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第2表 ページ	事 項		
5	老人憩の家さくら荘指定管理	令和2年度から 令和6年度まで	千円 42,580

1 債務負担行為の目的

長崎市立さくら荘の管理において、オリエンタル・ビル管理株式会社を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和2年度から令和6年度までの経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
8,516	8,516	8,516	8,516	8,516	42,580

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

支 出		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	人件費	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	18,500
光熱水費	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	16,000	
管理費	846	846	846	846	846	4,230	
修繕料	770	770	770	770	770	3,850	
支出計	8,516	8,516	8,516	8,516	8,516	42,580	
市所要額	8,516	8,516	8,516	8,516	8,516	42,580	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 42,580	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 42,580

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第2表 ページ	事 項		
5	老人憩の家東望荘指定管理	令和2年度から 令和6年度まで	千円 47,590

1 債務負担行為の目的

老人憩の家東望荘の管理において、オリエンタル・ビル管理株式会社を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和2年度から令和6年度までの経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
9,518	9,518	9,518	9,518	9,518	47,590

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

支 出		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	人件費	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	22,100
光熱水費	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	17,000	
管理費	928	928	928	928	928	4,640	
修繕料	770	770	770	770	770	3,850	
支出計	9,518	9,518	9,518	9,518	9,518	47,590	
市所要額	9,518	9,518	9,518	9,518	9,518	47,590	

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 47,590	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 47,590